

島根県営繕工事等情報共有システム実施要領

令和 8 年 7 月 1 4 日

島根県総務部営繕課

(趣旨)

第 1 条 この要領は、島根県総務部が発注する営繕工事及び委託業務（以下「営繕工事等」という。）において、情報共有システム(以下「システム」という。) を利用するに当たり必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 システム導入により受発注者間協議を簡素化し、業務の効率化を図ること、並びに県内でのシステム利用方法を統一することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

(2) 営繕工事帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」及び「その他」の行為に必要な書類並びにその添付資料をいう。

(3) 委託業務帳票

「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」及び「その他」の行為に必要な書類並びにその添付資料をいう。

(対象工事等)

第 4 条 請負対象額が 4,000 万円以上の営繕工事（舗装工事を除く）、舗装工事並びに地質調査業務については必須とする。ただし、情報共有システムを利用することができない理由がある場合は、受注者から別添「情報共有システム利用不可理由書」が提出され、その理由が適当であると認められる場合は対象外とすることができる。

2 請負対象額が 4,000 万円未満の営繕工事（舗装工事を除く）並びに委託業務（地質調査業務を除く）については、受注者が申し出たものを対象とする。

(使用システム)

第 5 条 営繕工事において使用するシステムは、着手時点で最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編（国土交通省）」に対応するものとする。

2 委託業務において使用するシステムは、着手時点で最新の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（国土交通省）」に対応するものとする。

3 第 1 項及び第 2 項に定めるシステムは、国土交通省のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」の対応状況一覧表に掲載されているシステム

のうち、以下に掲げる全ての機能（任意の機能を除く）に対応するシステム（第2項に定めるシステムは、(1)に定める機能を除く）とする。

なお、システム選定は受注者発議により受発注者間で協議して決定する。

- (1) 工事基本情報管理機能
- (2) 掲示板機能
- (3) 発議書類作成機能
- (4) ワークフロー機能
- (5) 書類管理機能

（システム利用者）

第6条 県における利用者は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査員及びその他決裁等のためシステムの利用を必要とする者とする。

また、利用者は受発注者間の協議により適宜変更できるものとする。

（対象書類）

第7条 システムの対象書類は受注者が監督職員に提出する営繕工事帳票及び委託業務帳票とする。

（承諾・合議）

第8条 営繕工事帳票及び委託業務帳票の決裁については、システムのワークフロー機能を利用し電子決裁を原則とする。

（電子署名・電子押印）

第9条 システムで処理を行う営繕工事帳票及び委託業務帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

（セキュリティ関係）

第10条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の対策を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウイルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理の徹底
- (4) 工事関係データの管理の徹底（定期的なバックアップなど）
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

（情報共有システムで処理を行った営繕工事帳票及び委託業務帳票の電子データ納品）

第11条 情報共有システムで処理を行った営繕工事帳票及び委託業務帳票一式は、営繕工事等完成時に電子媒体（CD-R等）で納品することを基本として、受発注者間協議により決定する。

（システム利用料）

第12条 第4条第1項の規定による営繕工事にかかるシステムの利用に要する費用（以下、「システム利用料」という。）は、県があらかじめ共通仮設費として積上げにより計上する。なお、システムを利用しない場合は、契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうちシステム利用料に相当する額を減額変更する。また、契約において工期を変更する場合のシステムの利用月数

は、変更後の工期によるものとし、その費用は変更契約の対象とする。

2 第4条第1項の規定による舗装工事にかかるシステム利用料は共通仮設費率に含まれ、地質調査業務にかかるシステム利用料は業務管理費に含まれる。

3 第4条第2項の規定によるシステム利用料は、契約書第25条の規定に基づく契約変更の対象とし、営繕工事においては共通仮設費として、委託業務においては特別経費として積上げにより計上する。また、契約において工期や業務委託期間を変更する場合のシステムの利用月数は変更後の工期や業務委託期間によるものとし、その費用は変更契約の対象とする。

4 第1項に定めるシステム利用料は、県が定める単価に月数（整数とする。）を乗じて算定するものとし、契約締結期限日を含む月の翌月から工事完成日を含む月までの月数とする。ただし、月数の算定において、契約締結期限日の翌日から同月末までに15日を含む場合は算定した月数に1を加える。

5 第3項に定めるシステム利用料は、県が定める単価に月数（整数とする。）を乗じて算定するものとし、システム利用を監督員が承諾した日（以下、「承諾日」という。）を含む月の翌月から工事完成日又は業務完了日を含む月までの月数とする。ただし、月数の算定において、承諾日から同月末までに15日を含む場合は算定した月数に1を加える。

（システム利用に関する聞き取り調査）

第13条 本システムを利用した受注者は、営繕工事等完了後に実施するシステム利用に関する聞き取り調査に協力するものとする。

（その他）

第14条 本要領に定めのない事項については、受発注者間協議の上、決定するものとする。

附則

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

2 「島根県営繕工事等情報共有システム試行要領（令和6年6月26日発 営第336号）」については廃止とする。

附則

1 この要領は、令和8年7月14日から施行する。

2 施行日以前に入札公告又は指名通知を行った舗装工事にかかるシステム利用料については、第4条の規定によるシステムの利用の有無にかかわらず、第12条第2項の規定を適用する。

(別添 様式1)

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

情報共有システム利用不可理由書

工 事 (業 務) 名 :

上記工事(業務)については、下記理由により、情報共有システムを利用しない旨、報告します。

記

利用不可理由：該当するものに○を記入のこと。(複数選択可)

1. 現場事務所にパソコンやタブレット及びインターネット接続環境が用意できない
2. システム利用に対応できる技術者がいない
3. その他の理由 (以下に具体的に理由を記入)

--